

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 總則</p> <p>（保稅地域における事務処理手續）</p> <p>34-1 保稅地域における事務処理手續は、次により行うよう<u>求めるもの</u>とする。</p> <p>(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）に係る事務処理手續 輸入貨物に係る事務処理手續は、次により行う。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 搬出手續</p> <p>(イ) 保稅地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物の貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等による貨物の搬出の手續は後記 34 の 2-1 に規定する<u>ところによる。</u></p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>(4) 搬出入手續の際に対査又は提示する書類 上記(1)若しくは(2)又は後記 34 の 2-1 の(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示することを求める書類は、<u>書面の写し又は電磁的記録等</u>によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通関士等責任者の氏名）ものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 總則</p> <p>（保稅地域における事務処理手續）</p> <p>34 の 2-1 保稅地域における事務処理手續は、次により行うよう<u>指導するもの</u>とする。</p> <p>(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手續 輸入貨物に係る事務処理手續は、次により行う。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 搬出手續</p> <p>(イ) 保稅地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、<u>上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保稅担当部門に連絡するようしようようする。</u></p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>(4) 搬出入手續の際に対査又は提示する書類 上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に<u>対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類</u>によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通関士等責任者の氏名）ものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(保稅業務を委託する場合の範圍)</p> <p>34-9 保稅地域の被許可者（指定保稅地域及び総合保稅地域において貨物を管理する者を含む。以下この項において同じ。）が、当該保稅地域における保稅業務の一部を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足する必要があるので留意する。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出することを求め、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保稅業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出することを求め、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>保稅業務規則（法第 41 条の 2、法第 43 条第 11 号（法第 61 条の 4 及び法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）及び法第 62 条の 8 第 2 項第 7 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に規定する各責任者等（後記 43-2(1)に規定する「総合責任者」、「貨物管理責任者」、「顧客（荷主）責任者」、「委託関係責任者」及び「内部監査人」をいう。）が、被許可者の従業員であること。</u> また、これらの者が、保稅業務の受託者が行う保稅業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが<u>保稅業務規則等</u>により明確にされていること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(<u>外国貨物等を出すことの確認</u>)</p> <p>34の2-1 <u>法第 34 条の 2 の規定に基づき倉主等が管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物を保稅地域から搬出しようとする場合に行うこととされている確認は、次による。</u></p> <p>(1) <u>法第 34 条の 2 に規定する許可、承認又は届出（以下この項において「許可等」という。）は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>イ <u>外国貨物である船（機）用品の積込みの承認（法第 23 条）</u></p> <p>ロ <u>見本の一時的持出しの許可（法第 32 条）</u></p>	<p>(保稅業務を委託する場合の範圍)</p> <p>34 の 2-11 保稅地域の被許可者（指定保稅地域においては、後記 41 の 2-1 に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保稅地域における保稅業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足する必要があるので留意する。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出することを求め、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保稅業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出することを求め、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>社内管理規定に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が、被許可者の従業員であること。</u> また、これらの者が、保稅業務の受託者が行う保稅業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが<u>社内管理規定等</u>により明確にされていること。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ <u>外国貨物の廃棄の届出（法第 33 条）</u></p> <p>ニ <u>外国貨物の滅却の承認（法第 45 条（法第 41 条の 5、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））</u></p> <p>ホ <u>保税工場外作業の許可（法第 61 条（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））</u></p> <p>ヘ <u>保税展示場外使用の許可（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））</u></p> <p>ト <u>保税運送の承認（法第 63 条）</u></p> <p>チ <u>郵便物の保税運送の届出（法第 63 条の 9）</u></p> <p>リ <u>輸入の許可（法第 67 条）</u></p> <p>ヌ <u>認定手続に係る疑義貨物の見本の検査の承認（法第 69 条の 16）</u></p> <p>ル <u>輸入許可前における貨物の引取りの承認（法第 73 条）</u></p> <p>(2) <u>法第 34 条の 2 の規定に基づき倉主等が行う確認は、前記 34-1 (1) の口の (イ) の規定により貨主又はこれに代わる者から提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行うことを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようとする。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる貨物は、外国貨物のまま保税地域から搬出することができるので留意する。この場合において、貨物を公務員以外の者が搬出する場合には、倉主等に前記(2)の規定に準じた取扱いを求めるものとする。</u></p> <p>イ <u>法令等に基づき、搬出することにつき許可等を要しない貨物（例えば、特定保税運送のために発送する貨物、法第 76 条第 5 項の規定による通知を受けた郵便物、後記 42-15 又は 42-16 の規定により出国者又は入国者に引き渡した保税販売物品、63-3 の規定により同一開港等において移動する貨物、仮陸揚貨物で保税地域から直接船積み等を行うもの）</u></p> <p>ロ <u>税関職員の法令上の権限等に基づき搬出する貨物（例えば、法第 67 条の規定による検査貨物）</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ハ 他の法令上の権限等に基づき公務員が搬出する貨物（例えば、植物防疫法第 4 条第 1 項の規定による権限に基づき植物防疫官が採取する見本）</u></p> <p>（同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い）</p> <p><u>34 の 2 - 2 後記 42 - 3 及び 42 - 4（後記 62 の 15 - 2 の規定により総合保税地域に準用する場合を含む。）並びに 56 - 6 及び 56 - 7 の規定により保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、先入先出方式によるものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、関税の徴収上別段の支障がないときは、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。また、法第 34 条の 2 の規定に基づく確認は、前記 34 の 2 - 1 の(2)の規定にかかわらず、倉主等に対し、保税タンク又は保税サイロ内に残存する貨物の数量と搬出しようとする貨物の数量を確認するなど適宜の方法により行うことを求めることとして差し支えない。</u></p> <p><u>（貨物の総量管理の適用を受けた貨物の搬出の取扱い）</u></p> <p><u>34 の 2 - 3 後記 61 の 2 - 6 の規定により貨物の総量管理の適用を受けた貨物の搬出において、法第 34 条の 2 の規定に基づく確認は、前記 34 の 2 - 1 の(2)の規定にかかわらず、倉主等に対し、残存する貨物の数量と搬出しようとする貨物の数量を確認するなど適宜の方法により行うことを求めることとして差し支えない。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>（同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い）</p> <p><u>34 の 2 - 5 後記 42 - 3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）、42 - 4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）、56 - 6（保税工場における貨物の同時蔵置）又は 56 - 7（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）の規定（後記 62 の 15 - 2（その他の規定の準用）の規定により準用される後記 42 - 3 及び 42 - 4 を含む。）</u>により保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、先入先出方式によるものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、関税の徴収上別段の支障がないときは、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（社内管理規定の整備）</u></p> <p><u>34 の 2 - 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）（以下「社内管理規定」という。）を整備し、税関に提出することを求めるものとする。なお、社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく提出するものとする。ただし、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第 42 条第 2 項又は第 50 条の 4 第 2 項の規定に基づき提出され</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>た、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。</u></p> <p>(1) <u>社内管理規定の目的</u> <u>保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。</u></p> <p>(2) <u>社内管理責任体制の整備</u> <u>保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。</u></p> <p>イ <u>総合責任者</u> <u>倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者を定める。</u></p> <p>ロ <u>貨物管理責任者</u> <u>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。</u></p> <p>ハ <u>顧客（荷主）責任者</u> <u>保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。</u></p> <p>ニ <u>委託関係責任者</u> <u>保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。</u></p> <p>(3) <u>貨物管理手続体制の整備</u> <u>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。</u> <u>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</u></p> <p>イ <u>搬入・搬出管理</u> <u>貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>出入・港湾関連情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）。</u></p> <p><u>ロ 蔵置管理</u> <u>貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。</u></p> <p><u>ハ 貨物取扱い等管理</u> <u>貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。</u></p> <p><u>ニ 顧客（荷主）管理</u> <u>保税地域を利用する顧客等の把握について定める。</u></p> <p><u>ホ 記帳・記録</u> <u>帳簿の概要（保存方法を含む。）、記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。</u></p> <p><u>(4) 貨物の保全のための体制の整備</u> <u>保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。</u></p> <p><u>(5) 税関への通報体制の整備</u> <u>搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。</u></p> <p><u>(6) 教育訓練についての体制の整備</u> <u>倉主等が法人である場合は、当該法人（下記(7)及び(8)において「蔵置場等会社」という。）における全ての役員及び従業員が社内管理規定の方針及び手続きを理解し、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握するための教育、訓練について体制を整備する。</u> <u>また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 節 指定保税地域</p> <p style="text-align: center;">（指定保税地域の保税業務規則）</p> <p><u>41 の 2 - 1 指定保税地域の保税業務規則については、後記 43 - 2 の規定を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、「保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 11 号に規定する事項の審査に当たっては、規則第 4 条」とあるのは「法第 41 条の 2 の規定に基づく届出があった場合には、規則第 3 条の 3」と、「審査」とあるのは「確認」と、「ただし、法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所（以下この項において「届出場所」という。）においては、法第 51 条第 3 号の規則をもって足りる。特定保税承認者が貨物を管理する届出場所以外の保税蔵置場であって、次に掲げる規定がその規則に規定されている場合についても同様とする。」とあるのは「ただし、特定保税承認者が貨物を管理する指定保税地域であって、次に掲げる規定が法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則に規定されている場合は、その規則をもって足りる。」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「保税蔵置場が営業用のものである場合に</u></p>	<p><u>備する。</u></p> <p>(7) <u>評価・監査制度の整備</u> <u>蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。</u></p> <p>(8) <u>その他留意事項</u></p> <p>イ <u>懲戒規定の整備</u> <u>社内管理規定に違反した場合、従業員は、蔵置場等会社の懲戒規定の対象となる旨を定める（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨記載する）。</u></p> <p>ロ <u>その他の必要事項</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 指定保税地域</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>においては、<u>保税蔵置場</u>とあるのは「<u>指定保税地域</u>」と、「<u>申請者</u>」とあるのは「<u>指定保税地域において貨物を管理する者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（指定保税地域において貨物を管理する者に対する業務改善命令）</p> <p><u>41の3-1</u> <u>指定保税地域において貨物を管理する者</u>に対し、<u>法第41条の3第1項の規定による命令を行おうとする場合は、後記45の2-1から45の2-4までの規定を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、45の2-1中「法第45条の2第1項」とあるのは「法第41条の3第1項」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45の2-2中「法第45条の2第2項」とあるのは「法第41条の3第2項」と、45の2-3中「保税蔵置場の被許可者」とあるのは「指定保税地域において貨物を管理する者」と、45の2-4中「法第48条第1項第3号」とあるのは「法第41条の4第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（貨物管理者に対する処分の基準等）</p> <p><u>41の4-2</u> <u>指定保税地域における貨物管理者</u>について、<u>法第41条の4第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、後記48-1の規定（保税蔵置場の許可の取消しに係る規定及び法第48条第1項第2号に基づく処分に係る規定を除く。）を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、後記48-1中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「第48条第1項」、「第48条第1項第1号」、「第48条第1項第3号」及び「第48条第1項各号」とあるのは「第41条の4第1項」と、「第45条の2第1項」とあるのは「第41条の3第1項」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（許可申請書の添付書類の取扱い）</p> <p><u>42-8</u> <u>許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</u></p> <p><u>(1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とす</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（貨物管理者に対する処分の基準等）</p> <p><u>41の2-2</u> <u>指定保税地域における貨物管理者</u>について、<u>法第41条の2第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、後記48-1の規定（同項(1)ニ(ロ)ただし書き、(1)ニ(ハ)、(2)及び(4)を除く。）を準用する。</u></p> <p><u>この場合において後記48-1中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「第48条」とあるのは「第41条の2」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（許可申請書の添付書類の取扱い）</p> <p><u>42-8</u> <u>許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</u></p> <p><u>(1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とす</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」、「登記事項証明書」及び「<u>法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則</u>」の取扱いについては、次による。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ <u>「法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則」は、後記 43-2 に規定する保税業務規則とする。</u></p> <p>(2) 令第 35 条第 2 項第 7 号に規定する「<u>その他参考となるべき書類</u>」としては、次のものを添付する。</p> <p>イ～ニ （省略） （削除）</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p>（許可に付する条件）</p> <p>42-11 保税蔵置場の許可には、<u>令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>(6) <u>保税業務規則の規定を遵守すべき旨、及び当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すべき旨の条件</u></p> <p>(7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、<u>適時、保税業務規則の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u></p> <p>(8) （省略）</p> <p>（保税蔵置場の保税業務規則）</p> <p>43-2 <u>保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 11 号に規定する事項の審査に当たっては、規則第 4 条に規定する事項として次に掲げる規定が定められているか審査するものとする。ただし、法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所（以下この項において「届出場所」という。）においては、法第 51 条第 3 号の規則をもって足りる。特定保税承認者が貨物を</u></p>	<p>るが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「<u>登記事項証明書</u>」の取扱いについては、次による。</p> <p>イ～ハ （同左） （新設）</p> <p>(2) 令第 35 条第 2 項第 6 号に規定する「<u>その他参考となるべき書類</u>」としては、次のものを添付させる。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>ホ <u>社内管理規定</u></p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p>（許可の際に付する条件）</p> <p>42-11 保税蔵置場の許可をするに際しては、<u>令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>(6) <u>内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件</u></p> <p>(7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、<u>社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u></p> <p>(8) （同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>管理する届出場所以外の保税蔵置場であつて、次に掲げる規定がその規則に規定されている場合についても同様とする。</p> <p>(1) <u>法令を遵守するために必要な体制の整備に関する規定</u> <u>保税蔵置場の業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者等についての次に掲げる事項に関する規定</u> <u>なお、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出することで、当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができる。</u></p> <p>イ <u>総合責任者</u> <u>保税蔵置場の業務における総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ロ <u>貨物管理責任者</u> <u>保税蔵置場の業務の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ハ <u>顧客（荷主）責任者</u> <u>保税蔵置場が営業用のものである場合においては、保税蔵置場を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する業務に関する責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ニ <u>委託関係責任者</u> <u>保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合は、当該他の者の従業者の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等を行う責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ホ <u>内部監査人</u> <u>保税業務規則に定めた規定の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名</u></p> <p>(2) <u>上記(1)ロ及びハに規定する業務の具体的内容及び手順並びに帳簿の作成及び保管に関する規定</u></p> <p>イ <u>保税蔵置場の業務の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての次に掲げる規定</u> <u>なお、保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合においては、当該委託する業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>当該他の者と適宜の調整を図った上で、申請者が自己の責任において行う。</u></p> <p>(イ) <u>搬入・搬出管理</u> <u>貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して業務を行う保税蔵置場については、当該システムに係る事務処理手続を含む。（ロ）、（ハ）及び（ホ）において同じ。）の詳細についての規定（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。（ロ）及び（ハ）において同じ。）</u></p> <p>(ロ) <u>蔵置管理</u> <u>貨物蔵置中における基本動作の詳細についての規定</u></p> <p>(ハ) <u>貨物取扱い等管理</u> <u>貨物取扱い時における基本動作の詳細についての規定</u></p> <p>(ニ) <u>顧客（荷主）管理</u> <u>保税蔵置場を利用する顧客等の把握についての規定</u></p> <p>(ホ) <u>記帳・記録</u> <u>帳簿の概要（保存方法を含む。）、記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等についての規定</u></p> <p>ロ <u>保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税蔵置場への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に保税蔵置場内の巡回警備を行う等、貨物の保全のための体制の整備に関する規定</u></p> <p>(3) <u>税関への通報体制の整備に関する規定</u> <u>搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税蔵置場へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制の整備に関する規定</u></p> <p>(4) <u>教育訓練についての体制の整備に関する規定</u> <u>申請者が法人である場合は、当該法人（下記(5)及び(6)において「当該法人」という。）における全ての役員及び従業者が保税業務規則の方針及び手続きを理解し、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、保</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>税業務規則における各人職務を明確に把握するための教育、訓練についての体制の整備に関する規定（保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合は、当該他の者の役員及び従業者に対しても上記に準じた教育、訓練を行う旨の規定を含む。）</u></p> <p>(5) <u>評価・監査制度の整備に関する規定</u> <u>当該法人における保税業務規則の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、保税業務規則の実行性の評価改善のための勧告を行う体制の整備に関する規定（評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する旨の規定を含む。）</u></p> <p>(6) <u>懲罰に関する規定</u> <u>保税業務規則に違反した場合、従業者は、当該法人の懲戒規定の対象となる旨の規定（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨を記載した規定）</u></p> <p>(7) <u>その他参考となるべき事項に関する規定</u></p> <p><u>（業務改善命令を行う場合）</u></p> <p><u>45の2-1 法第45条の2第1項の規定による命令（以下この項、45の2-3及び45の2-4において「業務改善命令」という。）は、法の実施を確保するため必要があると認めるときにその必要の限度において行うものであり、個別の事案ごとに判断することとなるが、例えば次の場合において行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>保税蔵置場の業務について、非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が発見された場合</u></p> <p>(2) <u>保税業務規則に則して保税蔵置場の業務が適正に行われていないと認められる場合</u></p> <p>(3) <u>上記(1)又は(2)に該当する場合において、税関職員が業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと等を求めるために指導を実施したが、相当の期間経過後もなお、その効果が見受けられないとき</u></p> <p>(4) <u>上記(1)又は(2)に該当しない場合において、非違の発生を未然に防止する観点等から、税関職員が業務の遂行の改善に必要な措置をとるべ</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>きこと等を求めるために指導を実施したが、相当の期間経過後もなお、合理的な理由なしにその効果が見受けられないとき</u></p>	
<p><u>（業務改善命令に関する積明の手続）</u></p>	(新設)
<p><u>45の2-2 法第45条の2第2項の規定による通知は、「業務改善命令に関し積明を求めるための通知書」（C-3177）により行う。</u></p>	
<p><u>（業務改善命令の通知）</u></p>	(新設)
<p><u>45の2-3 業務改善命令は期限を付して行うものとし、「業務改善命令通知書」（C-3178）に「不服申立て等について」（C-7009）を添付したものを保税蔵置場の被許可者に書留郵便で送付することにより行う。</u></p>	
<p><u>なお、業務改善命令を行った場合は、当該通知書の写しを速やかに本省及び他の税関に送付するものとする。</u></p>	
<p><u>（期限経過後の処分の検討）</u></p>	(新設)
<p><u>45の2-4 前記45の2-3により業務改善命令を行った場合であって、期限が経過しても業務の遂行の改善等が認められないとき（期限内に改善措置等を行った旨の報告があったが期限経過後に当該改善措置等が実際には行われていないことが判明した場合も含む。）は、法第48条第1項第3号の規定に基づく処分を検討するものとする。</u></p>	
<p><u>なお、期限内に業務の遂行の改善等を行うことができないことについてやむを得ない理由があると認められ、かつ、改善措置等の進捗状況を勘案して当該やむを得ない理由の解消後速やかな履行が見込まれるときは、当該やむを得ない理由を勘案して必要な期限を書面で通知することによって、当該期限を延長し又は新たな期限を付すことができる。</u></p>	
<p><u>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</u></p>	(保税蔵置場に対する処分の基準等)
<p><u>48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。</u></p>	<p>48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。</p>
<p><u>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</u></p>	<p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ハ)（省略）</p> <p><u>(ニ) 非違が法第45条の2第1項の規定による命令（以下この項において「業務改善命令」という。）を最後に受けた日から1年を経過する日までに行われた場合は、7点を加算する。</u></p> <p><u>(ホ) 被許可者から非違が行われた旨の申出があった場合は、(イ)から(ニ)までにより算出した合計点数から、その2分の1（当該申出が、税関から当該被許可者に対して保税業務検査を行うことを通知した日より前にあった場合は4分の3）に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申出があった場合その他減算することが適当でない」と認められる場合を除く。</u></p> <p><u>(ハ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ホ)までの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に同様の非違が行われた日から3年を経過する日までに今回の非違（複数の非違が行われた場合は最初に行われた非違）が行われた場合その他減算することが適当でない」と認められる場合を除く。</u></p> <p>ニ（省略）</p> <p>(2) 法第48条第1項第2号に基づく処分</p> <p>イ 法第43条第2号又は第6号（同条第2号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合</p> <p>(イ)及び(ロ)（省略）</p> <p>(ハ) 処分点数の算出方法 処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。</p> <p>A及びB（省略）</p>	<p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ハ)（同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でない」と認められる場合を除く。</u></p> <p><u>(ホ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に同様の非違が行われた日から3年を経過する日までに今回の非違（複数の非違が行われた場合は最初に行われた非違）が行われた場合その他減算することが適当でない」と認められる場合を除く。</u></p> <p>ニ（同左）</p> <p>(2) 法第48条第1項第2号に基づく処分</p> <p>イ 法第43条第2号又は第6号（同条第2号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合</p> <p>(イ)及び(ロ)（同左）</p> <p>(ハ) 処分点数の算出方法 処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。</p> <p>A及びB（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>C 被許可者から非違が行われた旨の<u>申出</u>があった場合は、A及びBにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に<u>申出</u>があった場合その他減算することが適当でない<u>と認められる場合を除く。</u></p> <p>D （省略）</p> <p>(二) （省略）</p> <p>ロ 法第43条第3号から<u>第11号</u>までのいずれかに該当することとなった場合（上記イに該当する場合を除く。）</p> <p>(イ) 処分の時期 処分は、原則として、被許可者が法第43条第3号から<u>第11号</u>までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。</p> <p>(ロ) 処分の対象 法第43条第9号から<u>第11号</u>までに該当することとなったときの処分は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限りて行い、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。</p> <p>(ハ) （省略）</p> <p>(3) <u>法第48条第1項第3号に基づく処分</u></p> <p>イ <u>処分の時期</u> 処分は、原則として<u>業務改善命令違反（前記45の2-4に規定する場合をいう。以下この項において同じ。）</u>の事実が判明次第、遅滞なく行う。</p> <p>ロ <u>処分の対象</u> 処分は、<u>業務改善命令違反が生じた保税蔵置場に限りて行う。</u></p> <p>ハ <u>処分内容の決定</u> 原則として、<u>別表4に定める日数の搬入停止処分とする。</u> <u>ただし、業務改善命令を同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該内容の改善措置等の履行が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。なお、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。</u></p>	<p>C 被許可者から非違が行われた旨の<u>申し出</u>があった場合は、A及びBにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に<u>申し出</u>があった場合その他減算することが適当でない<u>と認められる場合を除く。</u></p> <p>D （同左）</p> <p>(二) （同左）</p> <p>ロ 法第43条第3号から<u>第10号</u>までのいずれかに該当することとなった場合（上記イに該当する場合を除く。）</p> <p>(イ) 処分の時期 処分は、原則として、被許可者が法第43条第3号から<u>第10号</u>までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。</p> <p>(ロ) 処分の対象 法第43条第9号<u>又は第10号</u>に該当することとなったときの処分は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限りて行い、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。</p> <p>(ハ) （同左）</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前											
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 法第48条第1項各号に基づく一括処分 法第48条第1項各号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。</p> <p>(6) 処分の通知等 イ及びロ (省略) ハ 上記(1)から(3)までにより処分を行ったとき（上記(1)ニ(イ)又は(2)イ(ニ)の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」（C-3193）により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告（通報）書を10年間保存する。なお、当該報告（通報）及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。</p> <p>(7) <u>業務改善命令との関係</u> 法第48条第1項の規定に基づく処分を行う場合であっても、<u>法の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務改善命令を併せて行うことができる。</u></p>		<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 法第48条第1項第1号及び第2号に基づく一括処分 法第48条第1項第1号及び第2号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。</p> <p>(5) 処分の通知等 イ及びロ (同左) ハ 上記(1)又は(2)により処分を行ったとき（上記(1)ニ(イ)又は上記(2)イ(ニ)の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」（C-3193）により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告（通報）書を10年間保存する。なお、当該報告（通報）及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。 (新設)</p>											
<p>別表 1 (省略)</p>		<p>別表 1 (同左)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非違の態様</th> <th>基礎点数</th> </tr> <tr> <th>10 件以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> 1. 禁止されている行為を行い、若しくは行うべき行為を怠ること、又は許可若しくは承認を要する行為について、当該許可若しくは承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (省略) ③ <u>外国貨物等を保税地域から出すことにつき必要とされる許可、承認又は届出があることを確認することなく外国貨物等を保税地域から出すこと</u> </td> <td rowspan="3">3</td> </tr> </tbody> </table>		非違の態様	基礎点数	10 件以下	1. 禁止されている行為を行い、若しくは行うべき行為を怠ること、又は許可若しくは承認を要する行為について、当該許可若しくは承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (省略) ③ <u>外国貨物等を保税地域から出すことにつき必要とされる許可、承認又は届出があることを確認することなく外国貨物等を保税地域から出すこと</u>	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非違の態様</th> <th>基礎点数</th> </tr> <tr> <th>10 件以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> 1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (同左) (新設) </td> <td rowspan="3">3</td> </tr> </tbody> </table>		非違の態様	基礎点数	10 件以下	1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (同左) (新設)	3
非違の態様	基礎点数												
	10 件以下												
1. 禁止されている行為を行い、若しくは行うべき行為を怠ること、又は許可若しくは承認を要する行為について、当該許可若しくは承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (省略) ③ <u>外国貨物等を保税地域から出すことにつき必要とされる許可、承認又は届出があることを確認することなく外国貨物等を保税地域から出すこと</u>	3												
		非違の態様	基礎点数										
			10 件以下										
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び② (同左) (新設)	3												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>（法第 34 条の 2）。</u></p> <p>④ （省略）</p> <p>⑤ （省略）</p> <p>⑥ （省略）</p> <p>⑦ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること（<u>法第 41 条の 4 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 61 条の 4 及び法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）</u>、法第 62 条の 14 第 1 項）。</p> <p>⑧ （省略）</p> <p>⑨ （省略）</p> <p>⑩ （省略）</p> <p>⑪ （省略）</p> <p>⑫ （省略）</p> <p>⑬ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、<u>若しくは行うべき行為を怠ること、又は許可若しくは承認を要する行為について、当該許可若しくは承認を受けることなく当該行為を行うこと。</u></p>		<p>③ （同左）</p> <p>④ （同左）</p> <p>⑤ （同左）</p> <p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること（<u>法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）</u>、法第 62 条の 14 第 1 項）。</p> <p>⑦ （同左）</p> <p>⑧ （同左）</p> <p>⑨ （同左）</p> <p>⑩ （同左）</p> <p>⑪ （同左）</p> <p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、<u>又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</u></p>	
<p>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p> <p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（<u>法第 33 条</u>）。</p> <p>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと（<u>法第 34 条、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）</u>）。</p>	2	<p>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p> <p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（<u>法第 34 条</u>）。</p> <p>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと（<u>法第 34 条の 2、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）</u>）。</p>	2

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
③ （省略）		③ （同左）	
④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、 <u>第 41 条の 5</u> 、第 61 条の 4、第 62 条の 7 <u>及び</u> 第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、 <u>第 41 条の 3</u> 、第 61 条の 4、第 62 条の 7、 <u>第 62 条の 15</u> において準用する場合を含む。））。	
⑤ （省略）		⑤ （同左）	
⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条 <u>ただし書</u> に規定する場合を除く。）（法第 58 条）。		⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条 <u>ただし書き</u> に規定する場合を除く。）（法第 58 条）。	
⑦～⑪ （省略）		⑦～⑪ （同左）	
別表 2 加算点数表① （省略） 加算点数表② （省略） 加算点数表③ （省略）		別表 2 加算点数表① （同左） 加算点数表② （同左） 加算点数表③ （同左）	
期間	加算点数	期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違（別表 1 の左欄 2. ②に掲げる非違であって、前記(1)ハ <u>(ハ)</u> 又は <u>(ニ)</u> の規定による加算が行われず、かつ、同 <u>(ホ)</u> 又は <u>(ハ)</u> の規定による減算が行われたものを除く。）が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	1 0	A 処分を行わなかった非違（別表 1 の左欄 2. ②に掲げる非違であって、前記(1)ハ <u>(ハ)</u> の規定による加算が行われず、かつ、同 <u>(ニ)</u> 又は <u>(ホ)</u> の規定による減算が行われたものを除く。）が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	1 0
B 及び C （省略）	（省略）	B 及び C （同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>別表 3 （省略）</p> <p>別表 4 （本表の適用方法） 業務改善命令違反が左欄に該当する場合は、右欄に掲げる日数の搬入停止処分とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 合</th> <th style="text-align: center;">搬入停止日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 過去 3 年以内に 2 回以上の業務改善命令違反があった場合</td> <td style="text-align: center;">60 日間</td> </tr> <tr> <td>B 過去 3 年以内に 1 回の業務改善命令違反があった場合</td> <td style="text-align: center;">30 日間</td> </tr> <tr> <td>C 上記以外</td> <td style="text-align: center;">7 日間</td> </tr> </tbody> </table>	場 合	搬入停止日数	A 過去 3 年以内に 2 回以上の業務改善命令違反があった場合	60 日間	B 過去 3 年以内に 1 回の業務改善命令違反があった場合	30 日間	C 上記以外	7 日間	<p>別表 3 （同左）</p> <p>（新設）</p>
場 合	搬入停止日数								
A 過去 3 年以内に 2 回以上の業務改善命令違反があった場合	60 日間								
B 過去 3 年以内に 1 回の業務改善命令違反があった場合	30 日間								
C 上記以外	7 日間								
<p>第 4 節 保税工場</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>56-9 令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 2 項に規定する申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42-8 の(2)から(4)までを準用するほか、次による。</p> <p>(1)~(4) （省略）</p> <p>(5) 「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三第十一号に規定する規則」は、後記 61 の 4-9 において準用する 43-2 に規定する保税業務規則とする。</p> <p>（許可に付する条件）</p> <p>56-14 保税工場の許可には、令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （省略）</p> <p>(5) 保税業務規則の規定を遵守すべき旨、及び当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すべき旨の条件</p>	<p>第 4 節 保税工場</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>56-9 令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 2 項に規定する申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42-8 の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。</p> <p>(1)~(4) （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（許可の際に付する条件）</p> <p>56-14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （同左）</p> <p>（新設）</p>								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) 保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>保税業務規則</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(7) (省略) (削除)</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>(5) 保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>社内管理規定</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) <u>内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件</u></p> <p>(8) (同左)</p>
第 6 節 総合保税地域	第 6 節 総合保税地域
<p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p> <p>62 の 8 - 6 令第 51 条の 9 第 2 項の規定により許可申請書に添付すべき書類については、前記 42 - 8 に準ずる。この場合において、42 - 8 中「<u>法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則</u>」とあるのは「<u>法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則</u>」と、「申請者」とあるのは「申請者（貨物管理者を含む。以下この項において同じ。）」と、「蔵置場」及び「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域内にある貨物施設」と、「後記 43 - 2」とあるのは「<u>後記 62 の 15 - 2 において準用する 43 - 2</u>」と読み替えるとともに、(3)の次に、「なお、保税作業を行おうとする施設については、当該施設の配置図及び求積図を添付させる。ただし、当該施設における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げるものではない。」を加えて読み替えるものとする。</p>	<p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p> <p>62 の 8 - 6 令第 51 条の 9 第 2 項<u>《許可申請書に添付すべき書類》</u>の規定により許可申請書に添付すべき書類については、前記 42 - 8 <u>（許可申請書の添付書類の取扱い）</u>に準ずる。この場合において、42 - 8 中「申請者」とあるのは「申請者（貨物管理者を含む。以下この項において同じ。）」と、「蔵置場」及び「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域内にある貨物施設」と読み替えるとともに、(3)の次に、「なお、保税作業を行おうとする施設については、当該施設の配置図及び求積図を添付させる。ただし、当該施設における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げるものではない。」を加えて読み替えるものとする。</p>
<p>(許可に付する条件)</p> <p>62 の 8 - 7 総合保税地域の許可には、<u>令第 51 条の 15 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</u></p>	<p>(許可の際に付する条件)</p> <p>62 の 8 - 7 総合保税地域の許可をするに際しては、<u>令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 貨物管理者 <u>（総合保税地域の被許可者が実際に貨物を管理する場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）</u>は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合に<u>あつては</u>、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件</p> <p>(4) <u>保税業務規則の規定を遵守すべき旨、及び当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すべき旨の条件</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 法第62条の8第1項第1号に掲げる行為を行う貨物管理者は、蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>保税業務規則</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(7) 法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う貨物管理者は、保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>保税業務規則</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(8)及び(9) (省略)</p> <p>(総合保税地域に対する処分の基準等)</p> <p>62の14-1 総合保税地域について法第62条の14第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合の処分の基準については、前記48-1の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域（貨物を管理する者を指定する場合には、その者に係る施設）」と、<u>「法第45条の2第1項の規定による命令」とあるのは「法第62条の15において準用する法第45条の2第1項の規定による命令」と、</u>「被許可者」とあるのは「被許可者（貨物を管理する者を指定する</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合に<u>あつては</u>、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件</p> <p>(4) <u>貨物管理者は、内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 法第62条の8第1項第1号に掲げる行為を行う貨物管理者は、蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>社内管理規定</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(7) 法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う貨物管理者は、保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、<u>社内管理規定</u>の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p> <p>(総合保税地域に対する処分の基準等)</p> <p>62の14-1 総合保税地域について法第62条の14第1項<u>《許可の取消し等》</u>の規定に基づく処分を行おうとする場合の処分の基準については、前記48-1 <u>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</u>の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域（貨物を管理する者を指定する場合には、その者に係る施設）」と、「被許可者」とあるのは「被許可者（貨物を管理する者を指定する場合には、その者。）」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合には、その者。）」と、「<u>法第43条第3号から第11号までのいずれかに該当する</u>」とあるのは「<u>法第43条第3号から第7号までのいずれかに該当し、又は法第62条の8第2項第1号から第4号まで、第6号若しくは第7号に適合しない</u>」と、「<u>法第43条第9号から第11号までに該当することとなったときの処分は、同各号に該当する</u>」とあるのは「<u>法第62条の8第2項第6号及び第7号に適合しないこととなったときの処分は、同各号に適合しない</u>」と、「<u>法第48条第2項</u>」とあるのは「<u>法第62条の14第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用）</p> <p>62の15-1 この節に特別の定めがあるほか、法第62条の15の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第3節から第5節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-3中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「<u>当該総合保税地域</u>」と、<u>45の2-3中「保税蔵置場の被許可者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、45の2-4中「法第48条第1項第3号」とあるのは「<u>法第62条の14第1項第3号</u>」と、46-1中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設」と、46-2及び46-3中「保税蔵置場の」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設の」と、62の4-4中「展示等」とあるのは「総保入」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14から42-18まで、43-2、<u>43-3</u>、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合にお</p>	<p>（法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用）</p> <p>62の15-1 この節に特別の定めがあるほか、法第62条の15の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第3節から第5節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-3中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「<u>当該総合保税地域</u>」と、46-1中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「保税蔵置場」とあるのは「<u>総合保税地域又は貨物施設</u>」と、46-2及び46-3中「保税蔵置場の」とあるのは「<u>総合保税地域又は貨物施設の</u>」と、62の4-4中「展示等」とあるのは「総保入」と読み替えるものとする。</p> <p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14から42-18まで、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて、42-17 中「<u>法第 43 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>法第 62 条の 10</u>」と、「前記 40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「<u>前記 62 の 11-1 に規定する届出を行うものとする。</u>」と、「<u>当該許可を申請する者</u>」とあるのは「<u>当該届出を行う者</u>」と、43-2 中「<u>法第 43 条第 11 号</u>」とあるのは「<u>法第 62 条の 8 第 2 項第 7 号</u>」と、「<u>規則第 4 条</u>」とあるのは「<u>規則第 7 条の 2 の 2</u>」と、「<u>ただし、法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所（以下この項において「届出場所」という。）においては、法第 51 条第 3 号の規則をもって足りる。特定保税承認者が貨物を管理する届出場所以外の保税蔵置場であって、次に掲げる規定がその規則に規定されている場合についても同様とする。</u>」とあるのは「<u>ただし、特定保税承認者が貨物を管理する総合保税地域であって、次に掲げる規定が法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則に規定されている場合は、その規則をもって足りる。</u>」と、「<u>保税蔵置場が営業用のものである場合においては、保税蔵置場</u>」とあるのは「<u>総合保税地域</u>」と、「<u>申請者が自己</u>」とあるのは「<u>貨物管理者（申請者が実際に貨物を管理する場合には、その者を含む。）が自己</u>」と、「<u>申請者が法人である場合は、当該法人</u>」とあるのは「<u>貨物管理者が法人である場合は、当該法人（申請者が実際に貨物を管理する場合には、その者を含む。）</u>」と、43-3 中「<u>申請者</u>」とあるのは「<u>申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）</u>」と、43 の 3-2 中「<u>法第 43 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>法第 62 条の 10</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 1 項</u>」と、「<u>蔵入承認申請書</u>」とあるのは「<u>総保入承認申請書</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 2 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 2 項</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 8 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 8 項</u>」と、43 の 3-4 中「<u>3 月（法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内</u>」とあるのは「<u>3 月以内</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>中、「<u>法第 43 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>法第 62 条の 10</u>」と、「<u>前記 40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。</u>」とあるのは「<u>前記 62 の 11-1 に規定する届出を行うものとする。</u>」と、「<u>当該許可を申請する者</u>」とあるのは「<u>当該届出を行う者</u>」と、43-2 中、「<u>申請者</u>」とあるのは「<u>申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）</u>」と、43 の 3-2 中「<u>法第 43 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>法第 62 条の 10</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 1 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 1 項</u>」と、「<u>蔵入承認申請書</u>」とあるのは「<u>総保入承認申請書</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 2 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 2 項</u>」と、「<u>令第 36 条の 3 第 8 項</u>」とあるのは「<u>令第 51 条の 12 第 8 項</u>」と、43 の 3-4 中「<u>3 月（法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内</u>」とあるのは「<u>3 月以内</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>